

仕様書

1 北須磨学童保育コーナー等の概要

(1) 学童保育コーナー（放課後児童健全育成事業）

① 開館時間等

- ・ 平日(学校休業日以外)：小学校の放課後～午後 5 時
- ・ 土曜日：午前 8 時～午後 5 時
- ・ 学校休業日：午前 8 時～午後 5 時
- ・ 延長保育(上記共通)：午後 5 時～午後 7 時

※ 受託者において、上記時間帯以外に事業を実施する場合は、自主事業となるため、事前に神戸市と協議すること

※ 土曜日及び学校休業日の開所時間について、神戸市が特段の事情があると認める場合は、これを変更することができる。

② 休館日

日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

(2) 本のひろば（学校図書館を活用した放課後の居場所づくり事業）

① 開館時間等

- ・ 平日（学校休業日以外）：小学校の放課後～午後 4 時 30 分
- ・ 学校休業日：午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

※ 平日の終了時間について、11 月～2 月は午後 4 時とする。

※ 開館時間・休館日については、北須磨小学校との調整により決まるため、上記が一番長い開館時間となる。

(3) 業務を行うにあたっての基本的事項

① 関係法令等の遵守

- ・ 業務の遂行にあたっては、日本国憲法、地方自治法、児童福祉法、神戸市立児童福祉施設等に関する条例及び同条例施行規則、神戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準、労働基準法や最低賃金法等労働関係法令、神戸市行政手続条例、個人情報の保護に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、学校設置者等および民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例、神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例、神戸市情報公開条例、神戸市情報セキュリティポリシーなどの関係法令等を遵守すること。
- ・ また、放課後児童健全育成事業がこども家庭庁の国庫補助事業であることから、こども家庭庁の通知・要綱等に基づき実施すること。

② 個人情報の保護

- ・ 受託者は、個人情報の保護に関する法律及び神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例に基づき、業務上知り得た個人情報を適切に保護すること。なお、受託期間終了後も同様とする。
- ・ 個人情報を取り扱う際あるいは情報処理業務を行う際には、「情報セキュリティ遵守特記事項」

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>) を遵守するとともに、契約時及び毎年度開始時に「情報セキュリティ対策の実施状況報告書」を提出すること。

③ 守秘義務

受託者は、学童保育コーナー等の運営にあたり業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、本業務に使用する目的以外で使用してはならない。受託期間終了後も同様とする。

④ 情報公開

受託者は、学童保育コーナー等の運営に関して保有する情報の公開について、神戸市情報公開条例の趣旨に則り、本市の指示のもと必要な措置を講じなければならないものとする。

⑤ 要望等への対応

利用者等からの要望等に対しては要望者の立場に立ち、誠実かつ丁寧な対応に努めるとともに、「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」第8条の「記録の例外」に該当する要望等を除き、重要な要望等については記録し神戸市に報告・協議するとともに、受託者の責任により対応すること。

⑥ 再委託の制限

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。但し、あらかじめ神戸市の承認を受けた場合は、当該業務の一部に限り、第三者に再委託することができる。

⑦ 事業継続が困難になった場合の措置

- ・ 神戸市は、受託者の責めに帰すべき理由により、管理運営業務を継続するのが困難であると判断したときは、委託契約を解除するものとする。この場合、神戸市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。
- ・ 不可抗力等、神戸市・受託者のいずれの責めにも帰さない理由により、管理運営業務を継続するのが困難である状況が発生したときは、リスク分担表に基づき費用の負担及び今後の対応について、双方で協議するものとする。
- ・ 上記の協議により、管理運営業務を継続するのが困難であると神戸市が判断したときは、委託契約を解除するものとする。

⑧ 業務の引継ぎ

- ・ 引継ぎにあたっては、次に掲げるとおり、市民サービスが低下しないよう十分な注意を払うこと。
- ・ 委託期間前であっても、従前の委託者との間で業務を円滑に引継ぐよう努めること。
- ・ 委託期間終了又は委託契約の解除により、次期委託者に引継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力するとともに、業務引継書を作成し、必要なデータ等も確実に引き継ぐこと。なお、本業務に係る利用者情報及び施設情報、事業計画、収支計画、各月の歳出費目及び費用、予算・決算関連等の情報及びデータの所有権は神戸市が有する。また、行事の実施状況の詳細、職員のシフト表等運営に必要な情報及びデータは、神戸市からの要請に基づき、次期委託者へ提供すること。ただし、現委託者が作成したパンフレットやホームページなど、現委託者が著作権を有するものの取り扱いについては、次期委託者と現委託者とで協議すること。
- ・ 引継ぎにかかる費用は、現委託者と次期委託者が協議の上、負担すること。

⑨ 安全計画書及び業務継続計画の作成

委託者事業者として選定されてから委託者として運営を開始するまでに、学童保育の運営に関して安全計画を策定するとともに業務継続計画の策定に努めること。

(4) 職員配置

下表に掲げるとおり、各施設において職員を配置し、体制を整備すること。また、必要に応じて下記以外の職員を配置すること。なお、当該施設で勤務している職員の意向を確認の上、双方合意する場合は、原則雇用を引き継ぎ、こどもにとって環境変化が少なくなるよう努めること。

名称	基準
放課後児童健全育成事業	
コーナー長	・施設の処務を掌理し、所属職員を指揮監督するほか、学童保育事業において、児童の健全育成を図る常勤職員であること。前文の常勤配置が困難な場合は、代わりにその役割を果たす放課後児童支援員を常勤で配置すること。
放課後児童支援員	・放課後児童支援員認定資格研修を受講し、資格を取得している者をいい、主に学童保育事業において、児童の健全育成を図ること。
学校図書館を活用した放課後の居場所づくり事業	
本のひろば長	・本のひろばを統括する。
本のひろば支援員	・本のひろば長の補佐を行うと共に、児童の安全管理を行う。

- ・登録児童数に応じて必要な放課後児童支援員を配置すること。放課後児童支援員の数は、支援の単位（おおむね 40 人）ごとに 2 名以上とし、その 1 名を除き補助員（放課後児童支援員を補助する者）に代えることができる。なお、放課後児童支援員の資格要件及び配置基準については、「神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準」を参照の上、遵守すること。
- ・受託者が障害児を受け入れる場合は、委託料の加算を行う。受託者は、障害児の利用を制限しないように職員体制を整備すること。
- ・学童保育の常勤職員は、主に「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援等を行わせるものとする。また、学童保育の常勤職員の 1 週間当たりの勤務時間は、31.5 時間以上とする。

(5) 運営支援

神戸市は、各区に「子育てコーディネーター」を配置し、学童保育コーナーの運営に関する相談・支援を行うほか、施設職員を対象とする研修を実施している。これらの支援や研修内容を積極的に取り入れ、学童保育コーナー運営の充実・発展に努めること。

(6) 2025 年度の実績

- ・2025 年 5 月 1 日時点の登録人数：78 人（2026 年 5 月 1 日時点の登録人数：85 人）
- ・委託料：20,616 千円

2 受託者が行う業務

(1) 施設、設備、備品等の維持及び管理

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

児童福祉法、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月厚生労働省令 63 号）、神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準等を遵守し、業務を行うこと。

① 対象者

以下の条件をすべて満たす者

- ・ 昼間、保護者（同居する父母や祖父母などを含む児童の面倒を見る人）が労働等により、家庭にいない小学生1年生から6年生までであること。
- ・ 学校や家から施設に1人で来て1人で帰ることができ、排泄や食事が1人でできること。

② 定員

設けない。

③ 実施内容

児童福祉法第6条の3第2項に定めるとおり。

④ 申込受付

ア 受付時期

随時受け付けること。ただし、毎年、時期を定めて一斉募集を実施する。

イ 受付事務

受付事務（応募書類の配付、受付、書類審査等）は学童保育コーナーにおいて行うこと。なお、利用料滞納を通知した利用者が、入会申込の受付期間に利用申請に来た場合、翌年度の利用が出来ないことを伝え、納付の勧奨等の対応を行うこと。

⑤ 利用料

ア 4,500円／月（午後5時までの利用料）とし、神戸市が徴収する。

イ 延長保育料（希望者のみ）

延長時間1時間当たり1,500円/月を神戸市が徴収する。

⑥ おやつ代

神戸市が指定する範囲内（月1,500円以内）で実費を受託者が徴収する。昼食および軽食を提供する場合においても、受託者が実費を徴収すること。

⑦ 夏休みのみ学童

面積基準で一定数受入れ児童数に余裕がある施設又は児童を学校等に連れて行くことで、受入れが可能となる場合は、夏休み期間限定の学童保育について、事前に神戸市と協議して同意した場合は実施すること。（2026年度は夏休みのみ学童を実施しているため、2027年度以降も原則実施すること。）

⑧ スポーツ体験

- ・ 神戸市の選定を受けた場合、プロスポーツチームや各競技団体のトレーナー等を招へいして、様々なスポーツ体験を定期的に提供すること。
- ・ 実施要件として、最低月2回（6月～3月）小学校の運動場・体育館等を活用して、施設主体で外遊びを実施すること。

⑨ 利用料滞納者

神戸市は、神戸市の定めた時期に利用料滞納者を受託者に通知する。受託者は、当該利用者に対し神戸市が定めた支払期日までに支払いがない場合は、神戸市が定めた日以降の利用が出来ないことを伝え、滞納利用料の納付を勧奨すること。

⑩ 警報発令時の対応

次に記載のとおり対応すること。

ア 学童保育開始前に警報発令：警報が解除されるまで閉所

イ 学童保育中に警報発令：利用中の児童について引き続き保育を継続（特別警報発表時や天候状

況により危険と判断される場合を除く。)

- ウ 危険区域内設置施設(土砂災害警戒区域及び河川浸水想定区域内に所在する施設)に該当する場合は閉所すること (令和8年10月1日時点では、北須磨小学校は該当しない。)

⑪ 事故報告

施設の管理運営業務に関して事故が発生した場合は、直ちに神戸市へ報告を行い(神戸市の閉庁日を問わない)、事故報告書を提出すること。

上記に加えて、神戸市から施設の管理運営業務に関して、定期又は必要に応じて報告を求められた場合はこれに従うこと。

(3) 本のひろば(学校図書館を活用した放課後の居場所づくり事業)

- ・ 放課後の児童の安全・安心な場所づくりを目的に、学童保育事業の良さを活かしながら、学校図書館を活用した放課後の居場所づくり事業の運営を行うこと。
- ・ 実施内容については、事前に神戸市と協議するものとする。

① 対象者

原則として実施する小学校に通うすべての児童(ただし、学校図書館のルールを守って活動ができる児童)とする。

(4) こども性暴力防止法

2025年12月25日のこども性暴力防止法の施行後、できるだけ速やかに同法第19条に定める申請を行い、認定を受けたうえで、同法規定の取組を行うこと。

(5) 禁止事項

各施設において営利事業、宗教活動及び政治活動を行うことはできない。また、利用者にこれを行わせることもできない。その他、関係法令をはじめ、関係条例規則等で定められた内容を順守すること。

3 受託者が行うことができない業務

受託者は、行政財産の目的外使用許可や使用料の強制徴収及び審査請求に対する裁決など、法令により地方公共団体あるいは長に専属的に付与された行政処分の権限については行うことができない。

4 委託料

- ・ 委託料は、会計年度(4月～翌3月)ごとに支払い、受託者からの請求に基づき原則として、前年度の実績等を基に概算額を4月に交付する。会計年度終了後、当該年度の実績報告書を基に精算する。そのため、神戸市からの提出依頼に基づき、適宜実績報告書を提出すること。神戸市が交付する委託料は、会計年度ごとに学童保育の登録数、障害児の受入状況等により各種加算を反映のうえ決定する。
(「別添1 学童保育委託料算定表」参照)
- ・ 加算の対象となる障害児の認定は、神戸市が行う。
- ・ 保険は、「別添2 学童保育における傷害保険・損害賠償保険」のとおり加入している。学童保育賠償責任保険は、各施設で加入すること(委託料に含まれる)。必要に応じて任意の施設管理上の賠償責任保険に加入すること。

- ・その他、災害発生時等における対応や社会情勢の変化により、費用負担が発生する場合がある。これら費用負担の基本的な考え方は、「別添3 リスク分担」に記載のとおりとする。

5 施設の修繕等にかかる負担区分と工事実施手順

以下に記載の区分に基づき修繕等を実施すること。但し、1件50万円超の小修繕に関する負担についても、積立金使用計画の実施状況等を勘案し、協議の上、決定する。また、修繕の区分に疑義がある場合は、その都度、神戸市と協議を行うこと。

修繕の区分	実施・費用負担者	工事実施手順
次に該当するもの ・1件50万円以下の小額修繕で、技術者でなくても簡単に指示、確認できるもの。 ・当該公有財産等の価値または効用を増加させない程度のもの。 ・工作物そのものの位置や形状を変更しないもの。 ・維持管理上必要と認める程度のもの。 その他、費用にかかわらず軽微な補修、小修繕、改修と認められるもの。	受託者	・受託者は、利用者の安全に配慮の上、実施すること。 ・受託者は、神戸市公共施設包括管理業務（令和7年6月11日公告）の受託者を通じて、実施すること。
・利用者の利便性向上、アメニティー向上等を目的とする施設の改善	受託者	・受託者は、施工の可否について、事前に書面にて神戸市へ確認の上、承諾を得ること。
・その他の修繕（大規模修繕・改修）	神戸市	・受託者は、修繕が必要と認めた場合は、速やかに神戸市へ相談すること。 ・大規模改修等の計画的な保全については神戸市が長期計画に基づき実施する。

※ 神戸市公共施設包括管理業務について、2026年4月1日～2029年3月31日の間、委託をしている。2029年4月1日以降は、包括管理委託の契約内容により、業務内容や委託料が変わる可能性がある。

6 備品等の取り扱い

- ・備品とは、その性質・形状を変えることなく、概ね1年を超えて使用に耐えるもので取得価額が5万円（消費税含む）以上のものをいう。ただし、公印、机、椅子、什器類、カメラ（使い捨てカメラを除く）、ICレコーダー、携帯電話機、高機能電卓は取得価額に関係なく備品とする。
- ・受託者は、委託期間中の備品のメンテナンスおよび修理費用、追加購入について、委託料で支払うこと。
- ・受託者は、備品の管理にあたって、神戸市物品会計規則等に基づき、管理台帳を備え、適正に管理すること。なお、所有権が神戸市に帰属するものに限る。
- ・備品等の所有権の帰属は以下のとおりとする。

備品等の種別	所有権の帰属
委託期間の開始日時点に設置されているもの及び引継ぎを受けたもの	神戸市

委託期間中に神戸市が設置又は購入したもの	神戸市
受託者が、委託料により設置又は購入したもの	神戸市
委託期間中に受託者が委託料以外で設置又は購入したもの	受託者
第三者から寄付を受けたもの	神戸市

- ・ 神戸市が配置した備品類は、現状有姿にて委託事業者が無償で貸与する。配置されている備品類以外で、委託事業者が必要とするものは、委託事業者が調達すること。なお、備品のメンテナンスや修理費用等は、原則、委託事業者の責任とする。
- ・ 神戸市に帰属する備品は、異動（購入・取得・修繕・廃棄等）があった際は速やかに神戸市に報告すること。また、委託期間終了等の際には、確実に次期委託事業者に引き継ぐこと。
- ・ なお、現委託事業者が行っているリース契約は、引継ぎを前提としない。また、選定後に委託事業者が行うリース契約による備品・車両等は、次期委託事業者への引継ぎを前提としない。

別添 1 学童保育委託料算定表

金額はすべて神戸市が通知する額とする

項目	対象	精算
基本額 (認定資格研修費・8時開設 加算・学習支援加算含む)	全ての放課後健全育成事業を実施している児童館・ 学童保育コーナーに計上する。	無
人数規模による加算 (交通費加算含む)	月初の登録児童数に基づき年額を算定する。詳細 は、神戸市が各年度当初ごろに通知する。	有
長時間開所加算	平日において18時半以降開所している場合	有
常勤加算	全ての放課後健全育成事業を実施している児童館・ 学童保育コーナーに計上する。	有
夏休み限定受入加算	夏休み期間限定で学童保育に児童を受け入れた場 合	有
障害児加算	月初に障害児が在籍する場合	有
要配慮児加算	月初に要配慮児が在籍する場合で、かつ障害児受入 加算の対象児童が0人の場合	有
代休日加算	すべての学年を対象とする代休日 (8日以上実施した場合)	有
複数箇所実施加算	複数施設の利用により学童保育の面積基準を確保 する場合で、神戸市が加配を認めた場合	有
キャリアアップ処遇改善加算	経験等に応じた放課後児童支援員の処遇改善を促 進した場合。詳細は、神戸市が各年度当初ごろに通 知する。	有
処遇改善に関する加算	従事する職員に対して、賃金改善を実施した場合。 詳細は、神戸市が各年度当初ごろに通知する。	有
学童保育賠償責任保険料	月初の登録児童数に基づき年額を算定する。詳細 は、神戸市が各年度当初に通知する。	有
過密・大規模対策費	学童保育の面積基準を確保するため他施設を利用 し、利用料等の支払いが生じた場合	有
学校図書館を活用した放課後 の居場所づくり事業	詳細は、神戸市が各年度当初ごろに通知する。	有
上記以外で、神戸市が特に必 要と認めるもの	神戸市が別途通知する	神戸市が通 知する額

別添2 学童保育における傷害保険・損害賠償保険

○神戸市が保険料を負担しているもの

保 険 等	対象者等	保険の内容
市民総合賠償補償保険 【全国市長会】	施設の設置管理瑕疵に起因する損害を賠償。	○身体賠償 2,000万円(1名につき) 2億円(1事故) ○財物賠償 1,000万円(1事故)
スポーツ安全保険 【公益財団法人スポーツ安全協会】	<u>学童保育登録児童のみが対象</u> ※児童館の管理下のほか、児童館への往復途上(児童館の管理下ではない時)に傷害を負った場合を含む。	○死亡 2,000万円 ○通院 日額 1,500円 ○入院 日額 4,000円 ○後遺障害 4,500万円以内 ○突然死葬祭費 180万円以内 ○賠償責任保険 5億円以内
ボランティア活動保険 【Chubb 損害保険株式会社】	<u>各児童館の名簿等で確認できるボランティア活動従事者</u> ※活動日数が1日でも対象。 ※児童館の管理下にある館外の行事も対象。(除外規定あり) ※児童館への往復途上は対象外。 ※普通傷害保険の対象となる児童は対象外とする。	(賠償責任保険) ○対人・対物共通 100万円(1事故)免責1,000円 (傷害保険) ○死亡 80万円 ○通院 日額 800円 ○入院 日額 1,200円 ○後遺障害見舞金 80万円以内 ※傷害保険に熱中症危険担保特約を付帯
学童保育賠償責任保険 【(社)全国私立保育園連盟】 ※加入は各事業者。 保険料は市が負担。 (委託料に加算)	学童保育施設に管理責任があることによって生じた事故に基づく損害賠償を補償。 (学童保育を実施している児童館・学童保育コーナーが対象)	(施設賠償・生産物賠償責任保険) ○対人 1億円(1名につき) 5億円(1事故) ○対物 500万円(1事故) ○免責 1事故につき10,000円 (対人・対物とも)

※事故発生時は、「事故受付表」等を「各保険会社」まで提出すること。

※治療が完了したときは、保険金請求書を「各保険会社」まで提出すること。

※上記は、2026年度の状況であり、2027年度以降変更となる可能性がある。

別添 3 リスク分担

項目		リスク分担	
		市	委託事業者
法令等の変更			
	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	協議による	
	上記以外の法令等の変更		○
税制度の変更(委託料にかかる消費税を除く)			○
物価・金利の変動			○
事故発生（情報漏えい等を含む）			
	委託事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの	○	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
施設・設備の損傷			
	委託事業者の故意・過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
備品の損傷			○
周辺地域・住民・利用者への対応			
	施設の設置に関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応	○	
	委託事業者が行う業務及び自主事業に起因する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応		○
	上記以外のものに関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応	協議による	
第三者への賠償（国家賠償法に基づく求償権を市が委託事業者に行使する場合を含む）			
	委託事業者としての業務及び自主事業により損害を与えた場合		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵により損害を与えた場合	○	
	上記以外の理由で損害を与えた場合	協議による	
事業の中止、変更、延期			
	委託事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
上記に定めるもののほか不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、テロ、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）によるリスク			
	事故発生時の初期対応		○
	施設・設備・物品の復旧費用(ただし、市の所有するものに限る)	○	
	施設・設備・物品の復旧費用(ただし、委託事業者の所有するものに限る)		○
	事業の中止、変更、延期等に伴う費用		○
業務の引き継ぎに関する費用（引き継ぎを受ける場合及び次期委託事業者に引き継ぐ場合とも）			○